

利根川流域別下水道整備総合計画

計 画 書

令和 7 年 5 月

埼 玉 県

(第 1 表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

利根川は、その本川流域に群馬、栃木、埼玉、茨城、千葉の 5 県を擁する我が国を代表する河川である。

埼玉県流域は、利根川、神流川、荒川にはさまれた、小山川、福川流域と利根川と渡良瀬川との合流点の一画であり、利根川、神流川を境として群馬県と接している。流域内には、JR 上越新幹線、JR 高崎線、国道 17 号等が走り、その沿線に深谷市や本庄市などが位置している。

本庄地域は平成 5 年に本庄地方拠点都市地域の指定を受け、上越新幹線新駅や大学の誘致などが行われた地域である。

流域内の下水道整備は都市部を中心に進められてきているものの、埼玉県の他の地域に比べて遅れている状況にある。そのため小山川、福川等の流域内中小河川は水質が悪く、一部の地点において環境基準が達成されていない状況である。

利根川中流及び小山川、福川流域においては、昭和 46 年 5 月 25 日、公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定が閣議決定され、この環境基準を早期かつ円滑に達成するために、水質汚濁防止法等に基づく排水規制の強化が実施されている。また、昭和 46 年 6 月「上乘せ基準」が個々の工場・事業所排水に対して定められ、さらに、公害防止計画を受けて「上乘せ基準」が一部強化され、公共用水域の汚濁防止に努めている。

埼玉県の利根川流域別下水道整備計画は、当初、平成 4 年を基準年として策定され、平成 11 年建設大臣の承認を受けている。その後、平成 7 年度を基準年とした第 1 回見直し、及び平成 18 年度を基準年とした第 2 回見直しを実施している。その後、令和 6 年 12 月には、上位計画である「利根川流域別下水道整備総合計画に関する基本方針策定調査」の見直しが行われ、関連県に利根川流域の新たな目標負荷量が配分された。

本計画は、これらを受けて水質環境基準を達成し、公共用水域の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の改善に寄与することを目的として、個別下水道計画の上位計画として埼玉県利根川流域別下水道整備計画の見直しを実施するものである。

(ロ) 整備計画年度

平成 18 年度より平成 38 年度（令和 8 年度）まで

令和 3 年度より令和 33 年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区 の名称	合流式・ 分流式の別	計 画 処理人口 (単位千人)	計画下水量 (単位立法メー トル/日)	摘 要
深谷市	深谷	分流式	67.2 53.7	40,100 28,000	整備中(供用中)
	岡部	分流式	6.8 —	4,000 —	深谷処理区へ統合
	小計		74.0 53.7	44,100 28,000	
本庄市	利根川右岸	分流式	57.0 46.2	37,500 24,400	整備中(供用中)
上里町	利根川右岸	分流式	15.1 5.3	10,700 3,500	整備中(供用中)
美里町	利根川右岸	分流式	2.0 1.9	2,800 1,200	整備中(供用中)
神川町	利根川右岸	分流式	0.3	600 300	整備中(供用中)
	渡瀬	分流式	1.3 0.8	600 400	整備中(供用中)
	小計		1.6 1.1	1,200 700	
熊谷市	妻沼	分流式	8.9 6.8	9,800 4,800	整備中(供用中)
利根川右岸処理区		分流式	74.4 53.7	51,600 29,400	
単独処理区計		分流式	84.2 61.3	54,500 33,200	
合 計			158.6 115.0	106,100 62,600	

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (立方メートル/秒)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
利根川上流	群馬大橋から 坂東大橋まで	101.33 91.91 坂東大橋	A	イ	—	—	S47.4.6 環境庁告示
利根川中流	坂東大橋から 江戸川分岐点まで	127.63 114.36 利根大堰	A	イ	—	—	S46.5.25 閣議決定
神流川(2)	入沢谷川合流点から 笹川合流点まで	3.11 1.12 藤武橋	A	ロ	—	—	S48.3.31 環境庁告示
神流川(3)	笹川合流点から 鳥川合流点まで	3.21 0.80 神流川橋	A	イ	—	—	H15.3.27 環境省告示
小山川上流	元小山川合流点より上流	1.11 2.42 一の橋	A	イ	—	—	S46.5.25 閣議決定
小山川下流	元小山川合流点から 利根川合流点まで	2.32 2.32 新明橋	B	ロ	—	—	S46.5.25 閣議決定
元小山川	全 域	0.15 0.33 新泉橋	B	ロ	—	—	S46.5.25 閣議決定
唐沢川	全 域	0.22 森下橋	B	ハ	—	—	H18.3.24 埼玉県告示
福 川	全 域	1.28 1.28 昭和橋	B	ロ	—	—	S46.5.25 閣議決定

(前表の凡例：目標類型)

水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

・ 河川（湖沼を除く）

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

・ 達成予定年度

「イ」 直ちに達成

「ロ」 5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」 5年を越える期間で可及的速やかに達成

「ニ」 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

「一」 達成予定年度が定められていない。

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (m3/日)	削減 目標量 (kg/日)	削減方法		放流先の名称 及び位置	摘要		
						※1	※2		計画 下水量 日最大 (m3/日)	計画処理 水質 BOD (mg/L)	計画流入 水質 BOD (mg/L)
利根川右岸終末処理場 小山川水循環センター	本庄市	利根川右岸	標準活性汚泥法 標準活性汚泥法等	51,600 29,400	該当 なし	該当 なし	該当 なし	小山川左岸 (女堀川右岸) 滝岡橋上流	51,600 29,400	6.3 6.0	190 233
深谷市浄化センター	深谷市	深谷	標準活性汚泥法 標準活性汚泥法等	40,100 28,000	該当 なし	該当 なし	該当 なし	小山橋右岸 新明橋上流	40,100 28,000	6.3 6.0	187 211
神川町渡瀬浄化セン ター	神川町	渡瀬	オキシデーション ディッチ法 標準活性汚泥法等	600 400	該当 なし	該当 なし	該当 なし	神流川右岸	600 400	6.3 6.0	215 170
深谷市岡部浄化セン ター —	深谷市 —	岡部 —	オキシデーション ディッチ法 —	4,000 —	該当 なし	該当 なし	該当 なし	福川右岸 昭和橋上流 —	4,000 —	6.3 —	189 —
妻沼水質管理センター	熊谷市	妻沼	オキシデーション ディッチ法 標準活性汚泥法等	9,800 4,800	該当 なし	該当 なし	該当 なし	福川右岸 利根川 合流点上流	9,800 4,800	6.3 6.0	173 376

※1：当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は磷含有量(kg/日)

※2：削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または磷含有量(kg/日)

※本計画における処理場は下水道法施行令第2条の2に規定する要件に該当しないため「削減目標量」及び「削減方法」は記載しない

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度

令和3年度から令和13年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定 処理区 の名称	処理施設 の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の 実施順位
深谷市	深谷	深谷市浄化センター	①市街化区域内の管渠整備事業、 ②農業集落排水地区の接続管渠整備事業	面整備：B 高度処理：-
	岡部	深谷市岡部浄化センター	①深谷市浄化センターへの統合	面整備：- 高度処理：-
本庄市	利根川右岸	小山川水循環センター	①面整備の実施、②改築更新事業の継続実施、 ③農業集落排水施設の統合	面整備：B 高度処理：-
上里町	利根川右岸	小山川水循環センター	①面整備の実施、②改築更新事業の継続実施、 ③農業集落排水施設の統合	面整備：B 高度処理：-
美里町	利根川右岸	小山川水循環センター	①面整備の実施、②改築更新事業の継続実施、 ③農業集落排水施設の統合	面整備：A 高度処理：-
神川町	利根川右岸	小山川水循環センター	①面整備の実施、②改築更新事業の継続実施、 ③農業集落排水施設の統合	面整備：- 高度処理：-
	渡瀬	神川町渡瀬浄化センター	①資源の有効活用（汚泥燃料化等）	面整備：- 高度処理：-
熊谷市	妻沼	妻沼水質管理センター	①面整備の実施、②改築更新事業の継続実施	面整備：B 高度処理：-

注) A：中期整備計画年度内に面整備や高度処理の導入を優先して実施する。
 B：中期的には他の事業や処理場を優先する。
 -：面整備...概成済み。高度処理...導入済み又は位置付けられていない。